

令和6年第1回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年3月1日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を
求めることについて
- 議案第 2 号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認
を求めることについて
- 議案第 3 号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認
を求めることについて
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 議案第 4 号 令和6年度大洗町一般会計予算
- 議案第 5 号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 6 号 令和6年度大洗町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7 号 令和6年度大洗町介護保険特別会計予算
- 議案第 8 号 令和6年度大洗町地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和6年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算
- 議案第10号 令和6年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計予算
- 議案第11号 令和6年度大洗町水道事業会計予算
- 議案第12号 令和6年度大洗町下水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第13号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例
- 議案第15号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例
- 議案第17号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第19号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 大洗町敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例

- 議案第 22 号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について
- 議案第 24 号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について
- 議案第 25 号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第 26 号 令和 5 年度大洗町一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 27 号 令和 5 年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 28 号 令和 5 年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 29 号 令和 5 年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 30 号 令和 5 年度大洗町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 31 号 令和 5 年度大洗町一般会計補正予算（第 10 号）

- 日程第 8 発議第 1 号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書
- 日程第 9 同意第 1 号 大洗町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 10 報告第 1 号 令和 6 年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について
- 日程第 11 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹君	２番	石山淳君
３番	関根健輔君	４番	小野瀬とき子君
５番	櫻井重明君	６番	伊藤豊君
７番	柴田佑美子君	８番	小沼正男君
９番	今村和章君	１０番	勝村勝一君
１１番	坂本純治君	１２番	菊地昇悦君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

午前 9時30分

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり一言申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地域にいる方々の安全と、被災された方々の生活が一日も早く平穏に復することを祈り申し上げます。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくをお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくをお願いいたします。

◎表彰状の伝達

○議長（飯田英樹君） それでは、会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る2月20日に小沼議員が議員在職12年以上の功績により、茨城県町村議会議長会より表彰状を授与されました。

ただいまより、改めて表彰いたします。

それでは、小沼正男議員、前へお進みください。

〔議長より表彰状の伝達 演壇で授与〕

○議長（飯田英樹君） ここで國井町長より、ご祝辞をいただきます。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 小沼正男議員におかれましては、12年の長きにわたりまして、我が町の振興発展にご尽力をいただいております。そのことが大きく評価をされまして、今回のご受賞につながったものと思います。心からお祝い、そして感謝御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございます。

議員としてだけでなく、議長として舵取り役をスピーディーに、見事に卓越した政治手腕によって議長としての職責を果たされました。また、県町村議長会会長としても議会制度の推進に改めて力強い躍進を与えていただきました。これからもそうした知見を生かされて、また、ご経験を生かされて、自らのライフワークである農業のプロフェッショナルとしてのそうした様々な知見をもとに、我が町の施策の推進にも、また一層のご尽力を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

して、お祝いのご挨拶にかえる次第であります。

本日は本当におめでとうございます。

○議長（飯田英樹君） 表彰状を授与されました小沼正男議員より、謝辞をいただきます。

〔小沼正男議員 登壇〕

○小沼正男議員 本日は、このような賞をいただきまして、誠にありがとうございました。これもですね、本当に町民の皆様、そして議会の皆さん、そして執行部の皆さんに育てていただいたなどというふうに思っております。今後ですね、私も町民の声を議会に届けるという当初からの本心で、さらに研鑽を重ねていきたいというふうに思っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻のほどを宜しくお願いしたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（飯田英樹君） おめでとうございます。表彰状を授与されました小沼議員の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

以上をもちまして、表彰状の授与を終わります。

開議 午前 9時36分

◎開会および開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和6年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、4番 小野瀬とき子君、5番 櫻井重明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から13日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、会期は13日間と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第3、議案第1号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第1号につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

本案につきましては、戸籍法および地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正について、令和6年1月5日付けで専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、令和6年3月1日から開始される広域交付制度により、これまで本籍地でしか取得できなかった戸籍謄本等について、最寄りの市区町村での取得が可能になることに伴う規定の追加並びに戸籍等の電子証明書提供用識別符号の交付事務及び当該事務に係る手数料を新設するものであります。

以上、議案第1号につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認なんですけど、これ、基本的にですね、当町で取るものか、そのほかでも取れるということ。基本的には、もうマイナンバーありきということで確認したいんですが、そのあたりはどうなのでしょう。それともマイナンバーなくても、ほかの町村で申請さえすればできると。この確認だけ1点お願いします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この広域交付なんですけど、マイナンバー制度の仕組みは利用するんですけども、カードを持てるとか持てないとかっていうのはこれまた別の問題で、役場の通常の窓口の申請のように身元確認だけでできれば交付、広域交付できますので、その点は、まあカードがないとできないとかそういうものではございません。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、お尋ねしますけども、新設ということで戸籍電子証明書提供で価格が400円、除籍のほうが700円。課長、その根拠をちょっとお尋ねいたしますけども、すいません、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 400円の部分については、値段は据え置きになっておりますので、新設の700円につきましては、まあこれ、マイナポータル、先ほどの坂本議員の質問とはちょっと、まあ関連はしてるんですけども、マイナポータルを利用しても手続きができるということで、そういった電子機器で簡単にできるということで、お値段が少し安くなってるということでございます。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。証明書、戸籍電子証明書は据え置きで400円ということでの認識でいいですね。で、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円ということで、その点でちょっとね、整合性が取れないかなっていう気もすんだけど、まあ電子なんで、これ手数料きっと取られると思うんで、相手に、と思いますけども、根拠としてはそういう感じの認識でよろしいですか、課長。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） まずこちら大前提なんですけども、地方公共団体の手数料の標準に関する政令っていうのがございまして、これで戸籍関係ですとか、後ほど消防の、消防関係の手数料条例もあるんですが、全国一律同じ金額というものがあるので、それに準拠して金額のほう設定しております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） 5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） すいません、関連で。前に課長のほうから説明のほういただいた時に、その後ちょっと何人かから言われたことで、戸籍で昔の手書きの戸籍、そっちのほうまでだとさかのぼれないっていうふうなこと言ったりする人もいたりして、どこまでさかのぼって取得することができるのかを教えてください。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

こちらですね、やはりコンピューター化されていない一部の戸籍・除籍については、これも同様に対応できておりません。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） ということは、原戸籍とかの中でもパソコンで打ち込みがされている、そこまでは取れるという認識ですか。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 議員の再度の質問にお答えします。

パソコンに入力して、入力済みというだけがコンピューター化っていうわけではなくて、そのほかにも古い戸籍はスキャナーでスキャンしてあるものがありますので、スキャンしてあるものまで

は取れるということでございます。

以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり決しました。

◎議案第2号および議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第2号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第3号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第2号および議案第3号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

初めに、議案第2号についてご説明いたします。

令和5年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

1月15日付けにて専決処分いたしました、令和5年度大洗町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億6,542万5,000円とするものであります。

4ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきまして、「ふるさと納税事業」における返礼品の品揃えの充実や、幅広くふるさと納税返礼金を周知するなど精力的に取り組んだ結果、当初見込んでいた金額を大きく上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積立金など合わせて、5億2,000万円を追加計上するものでございます。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、4ページ上段のとおり、寄附金5億2,000万円を追加補正するものであります。

5ページをご覧ください。

議案第3号についてご説明いたします。

令和5年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1月29日付けにて専決処分いたしました、令和5年度大洗町一般会計補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,690万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億4,232万5,000円とするものであります。

8ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

3款民生費の社会福祉総務費ですが、国が、エネルギーや食料品などの物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対して、物価高騰対策給付金として1世帯当たり10万円を給付する費用、また、低所得の子育て世帯に対して1児童あたり5万円を加算して給付する費用として扶助費など、7,690万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、8ページ上段のとおり、全額国庫支出金にて賄われる予定であります。

以上、議案第2号 令和5年度一般会計補正予算（第7号）及び議案第3号 令和5年度一般会計補正予算（第8号）につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第2号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） この項目をちょっと今見させていただきまして、歳入の部分に対しましては7億9,600万という金額が入っておりますけども、歳出のほうで見ますと一般会計のほうになってるんですけども、この項目違いはどのように理解したらよろしいのか、お尋ねをします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりですね、この財源が特定財源でないのかというところでございますけれども、これまでもですね、過去にもご答弁させていただきましたが、この臨時交付金につきましては、一般財源で受けて運用するということも可能となっておりますので、それに従いまして今回も一般財源というような形で広く活用できるようにしてございます。

以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 以前にもこの質問はさせていただいてますけども、いわゆるその議決内容

として歳入のほう为国庫補助金になってる以上、なぜその通常の国庫支出金のほうに入っていないのかという、これはテクニカルの問題なんだろうけども、その運用上のいわゆるキャッシュ・フローの問題、そういったものもあるのかどうなのか。再度このキャッシュ・フローの部分だけをお尋ねをしたいと思うんですが、その項目をまた後ほど変えなきゃいけないじゃないですか。決算のときには。変えなきゃならない手間をここでなぜするのかなというのものもあるんで、キャッシュ・フローの問題なのか、手続上のずれの問題なのか、再度お尋ねします。

○議長（飯田英樹君） 坂本議員、これ今、第8号のほう多分やられてると思うんですね。今、第7号のほうをまずやってます。後ほど・・・

○11番（坂本純治君） そうだね。

○議長（飯田英樹君） 7号のほうでお願いいたします。

第7号よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第7号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第2号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第3号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） もといですね。いわゆる歳入と歳出での項目違いということ。先ほどちょっとお尋ねに対しての答弁いただきました。これ前にも同じ会話はしております、議論はしておりますけども、そのテクニカルの問題とはまた別にキャッシュ・フローの問題があるのかどうかというのが一番の問題なんだろうと思うんですが、なぜその二つに分けなければいけないのかと。議決をする上で項目が違うのでやっていくというのも、我々議決するほうとしてはちょっと疑問のところがありましたので、国からもらった交付金に対しては交付金として収入、で、支出のほうには、会計上問題はないと思うんです。なぜそういう会計上の変化を作ってるのか。再度のお尋ねになります。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。

今回の事業ですと一本の事業で入ってきてますが、これまでコロナの関係の補助金、それから重点臨時交付金などは幾つか項目を分けていました。その中で一旦一般財源で受けることによって、自由にその中で入れ込み引込みが出てきますので、そこで合わせながら最終的に決算で財源を確定しているというところがございます。今回はたまたまこの1事業ですので、このような形には

なっていますが、通例に従いましてこのような対応をさせていただいたというところでございます。
以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり決しました。

◎施政方針および議案第4号ないし議案第12号の上程、説明

○議長（飯田英樹君） 日程第4、令和6年度施政方針および日程第5、議案第4号から議案第12号まで、令和6年度大洗町一般会計予算および特別会計予算8件を一括して議題といたします。

これより令和6年度施政方針に関する説明および一般会計予算、特別会計予算について提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参会を賜り、令和6年度当初予算案をはじめ町政の重要課題につきまして、ご審議いただけますことに深く感謝御礼申し上げます。

本定例会においてご審議いただく諸議案の説明に先立ち、令和6年度の町政運営に関する所信の一端を申し上げます。

本年1月1日に発生した「令和6年能登半島沖地震」により犠牲となられた方々に深く哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本町では、復興の一助となるよう、義援金並びにふるさと納税制度を活用した災害支援の代理寄附の受付を1月4日より開始、併せて、茨城県の要請により職員2名を石川県能登町へ、保健師1名を同県輪島市へ派遣いたしました。

被災地の皆様の安全と一日も早い復興をお祈りするとともに、被災地域、そして被災された方々に思いを馳せながら、引き続き支援に努めてまいります。

私は、町政の舵取りを担わせていただいてから4年を迎え、本年は任期の締めくくりの年となります。

全ての声に耳を傾け、スピード感をもって、時に大胆な政策転換を図りながら、私の政治理念であり、「第6次大洗町総合計画」の将来都市像である「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」の実現

を目指し取り組んでまいりました。

令和6年度予算案でございますが、万全の災害対策、英語教育やＩＣＴを活用した教育の充実によるグローバルな子どもたちの育成、訪れるたびに感動を覚えるハイグレードで満足度の高い「観光立町」の実現といった、命、教育、観光を中心に現時点で必要と思う事業につきましては、厳しい財政状況にありましても、限られた財源を効率的に配分した予算として編成いたしております。

自ら先頭に立ち、大洗に生まれ、育ち、学び、働き、そして住んで、心から良かったと思える暮らし満足度ナンバーワンのまちの実現に向け、町政運営に全身全霊を注いでまいりたいと思います。

令和6年度の主な施策について、「第6次大洗町総合計画」の五つの政策に沿ってご説明申し上げます。

住民の命と生活を守るまちづくり。

消防力の維持・強化を目指し、消防本部庁舎の大貫台への移転に必要な実施設計等に取り組むとともに、消防水利施設の充実や資機材等の計画的な更新を進めてまいります。

ＡＩを活用した火災監視等カメラの導入や防災行政無線放送設備の順次更新、専門的知見を有する人材の雇用など、災害への即応力強化に努め、安全に暮らせる都市基盤づくりを推進するため、大洗町国土強靱化計画を改訂いたします。

堀割地区の「防災集団移転促進事業」の早期事業化や急傾斜地の崩壊対策も進めてまいりたいと思います。

上水道事業は、今後も厳しい経営が予想されますが、広域連携も含めた将来的な水道事業の在り方を検討するなかで、施設の再配置計画を策定し、計画的に更新を進め、経営の効率化・健全化を図り、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましても、引き続き計画的な施設の整備や適切な施設の維持管理を行い、経営基盤の強化と健全な環境の整備に努め、安定した事業運営を図ります。

安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防犯灯のＬＥＤ化と併せ、町全体で犯罪を未然に防ぐため、家庭用防犯カメラ設置に対する支援など、地域防犯体制強化の取り組みを進めてまいります。

健康づくりの推進に向けては、各年代に応じた検診の受診勧奨や生活改善の普及啓発に取り組むとともに、国民健康保険財政の安定運営に向けた見直し、高齢者の健康づくりと介護予防事業を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

連携中枢都市圏による水戸市内休日夜間緊急診療所における医療体制の支援や町内救急指定病院の維持に向けた支援など、地域医療体制・救急体制の充実・強化を図ります。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携を強め、高齢者や障害者など、個々の状況に応じた自立支援、経済的負担の軽減に取り組めます。

こうした地域社会を支えるため、介護人材の確保育成と定着化、認知症サポーターによる地域の見守り強化に努め、併せて、連携中枢都市圏事業を活用した成年後見制度の利用促進・申請支援を継続してまいります。

次に、一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくりについてであります。

豊かな環境を未来につなぐため、循環型社会の形成に寄与できる新ごみ処理施設の整備をはじめ、地球温暖化対策の推進に取り組みます。

今後のし尿処理の在り方について、施設整備方針等の検討を進め、公衆衛生の向上を図ってまいります。

人にやさしいまちづくりを推進するため、町道の改良・修繕、通学路における危険箇所の解消等の安全対策を進めるとともに、わくわく科学館広場大型遊具の修繕、町内公園遊具の改修など利用者のニーズに合わせた整備に取り組んでまいります。

町営住宅の改修、住宅リフォームも継続して支援を行います。

移住・定住の推進を図るため、連携中枢都市や県と連携した取り組みを推進いたします。

革新的な技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献を目指す日本原子力研究開発機構大洗研究所の取り組みについては、徹底した安全管理を最優先に、地元への理解促進に向け、成果の見える地域振興策を推進するよう、強く要望してまいりたいと思います。

大洗町の持つ魅力を最大限伝えるため、広報誌やホームページ、公式LINEアカウント等や、「大洗町ふるさとビジョン」を最大限活用した効果的な情報発信を展開してまいりました。引き続き戦略的な情報発信に努めるとともに、これまで発行した広報おおあらいのデジタル保存に取り組み、いつでも誰もが自由に閲覧できる環境を整備いたします。

次に、観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくりについてであります。

様々な誘客促進に取り組んだ結果、令和4年の観光入込み客数は、延べ401万2,000人と県内第1位に返り咲きました。

秋の一大イベントとして成長を続ける、ふるさと納税特別音楽ライブと融合させた大洗海上花火大会は、客船につぼん丸の熱いオファーを受け、次回開催を9月28日に決定いたしました。観光協会や地元事業者などとの共創により、住民の皆様が大いに楽しみ、町全体が一つになって盛り上がる象徴的なイベントとして今後も育ててまいりたいと思います。

官民連携による観光地づくりに向け、大洗町観光情報交流センター「うみまちテラス」を拠点としたニューツーリズムの開拓、「ひたちなか大洗リゾート構想」の推進による地域ブランド力向上への取り組み、併せて、今後のブランディングに資するマーケティング調査を行います。

日本初のユニバーサルビーチであるサンビーチについては、利便性向上を目指し、安心して利用できる駐車場の整備や水陸両用車椅子の更新に取り組みます。

インバウンド需要が回復するなか、令和6年度は、2隻の外国クルーズ客船の入港が決定いたしました。小中学生による英語でのボランティア活動を企画するなど、関係機関と連携した記憶に残る寄港地づくりを推進いたします。

こうした賑わいをさらに地域に浸透させるため、町全体の魅力を効果的に伝える包括的なプロモーションに取り組み、認知度の更なる向上、地域産業の一層の活性化を図ります。

魅力ある観光地にふさわしい社会基盤の整備に向け、都市計画道路の整備、大洗駅前の交流機能

強化などに取り組み、観光客と地元の生活者双方の利便性を向上させてまいりたいと思います。

観光振興には、地域公共交通の確保も重要です。ニーズに合わせた公共交通網の再構築検討と併せ、住民を対象とした新しい移動サービスの有効性を評価する実証試験に取り組みます。

農業の振興では、向谷原地区の土地改良事業を推進するとともに、夏海地区の畑作農地において、本年1月に設立した土地改良事業推進協議会や関係機関とともに、基盤整備事業の着手に向けた調査に取り組み、農業生産基盤の充実に努めてまいります。加えて、担い手である認定農業者の確保や新規就農者の育成に努め、持続可能な農業経営の支援を図ってまいります。

水産業の振興では、「とれたて市」の開催支援や水産加工品の品質向上・ブランド化を推進し、生産性の向上・競争力の強化に努めてまいりたいと思います。老朽化した漁業関連施設・設備の更新補助を行うとともに、稚魚・稚貝の放流等による資源管理の取り組みを支援し、漁業経営の安定化を図るとともに、担い手育成や操業体制の維持に努めてまいりたいと思います。

商工業の振興につきましては、商工会並びに地域商店街との連携を強めるとともに、がんばる商店街事業を支援するなど、地域商店街の活性化にも努めてまいりたいと思います。

また、主に高校3年生を対象とした町内企業の合同説明会や、商工会と連携した創業支援セミナーと併せ、創業ビギナーのプロモーション活動に必要な経費の一部を支援するなど、更なる商工業の振興に取り組んでまいります。

私は、就任以来一貫してふるさと納税の推進に力を入れてまいりました。財政状況が厳しい我が町において、財源確保はもちろんのこと、地場製品のPR、販路拡大、そして地域経済の活性化に、担い手とともに知恵を出し合い、挑戦を続けてまいりました。令和5年度は13億円を超える寄附を頂くことができました。改めて、寄附をしてくださった全ての皆様と、返礼品の提供にご協力いただきました事業者の皆様に御礼を申し上げるところであります。

続きまして、大洗の未来を担う人財を育てるまちづくりについてであります。

昨年10月から開始した不妊治療を受ける方を支援する「このとり応援事業」をはじめ、妊娠期から一貫した伴走型支援、経済的支援に取り組み、安心して出産・子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、これまで取り組んできた子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点『ほっと』の機能を拡充させ、さらにきめ細かに支援する「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を充実させ、強化に努めてまいります。

併せて、保護者の心身の負担の軽減、家庭の福祉の向上を図る子育て短期支援事業にも取り組みます。

加えて、高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担の完全無料化など、子育て世帯の軽減を図ります。

保育事業については、町独自の保育料軽減策の継続、食材費高騰への支援、待機児童ゼロが継続するよう保育の充実に努めながら、民間保育施設に看護師を配置する病児保育事業や少人数を対象にした小規模保育事業に対する補助など、多様な保育ニーズへの対応を図ってまいります。

祝町幼稚園については、入園児数の減少、幼児教育の目的である「集団生活を通じての学び」が実現できないことから、令和7年3月をもって閉園となりますが、今後も、将来の大切な宝である子どもたちをしっかりと育成できるよう取り組んでまいりたいと思います。

学校教育につきましては、本町の強みである隣接・併設型の教育環境を活かし、9年間を見通した小中連携教育の更なる充実を図るとともに、非常勤講師の配置によるティームティーチングの実施や、学習の習慣化と学力向上をねらった学びの姿勢づくり事業、ことばの専門家である言語聴覚士による巡回相談事業によるきめ細かな支援に取り組んでまいります。

「大洗で学べば英会話ができる」を目指し、小中学校に8名の外国語指導助手（ALT）を配置し、フィリピン人英語講師とのマンツーマンオンライン英会話レッスンに取り組み、併せて英語力の成果測定と児童生徒の目標となる英語検定補助を行うなど、英語教育の一層の充実を図ってまいりたいと思います。

また、自ら学ぶ力を養う新たな取り組みとして、拡張現実を利用したデジタル室内トレーニング機器の導入により、GIGAスクール構想と合わせた教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めてまいりたいと思います。

令和4年度からスタートしたコミュニティスクールについては、地域学校協働活動と一体的に推進し、学校・家庭・地域の連携を強化しながら地域ぐるみで子どもたちを育成できる持続可能な教育体制を構築するなど、充実した教育活動の推進を目指します。

こうした取り組みと併せ、子育て世帯の負担を軽減する「浜っ子すこやか報奨金」や多子世帯向けへの給食費補助、給食食材費高騰への補助など厚みのある支援を行ってまいります。

地域の生涯学習の拠点となるトヨペットスマイルホール大洗（中央公民館・漁村センター）については、快適な環境を維持し、利用者の不便を解消するため大規模改修に取り組めます。

公民館講座では、子育て支援講座や運動・料理といった幅広い世代に対応した学習機会の提供に努めます。

国指定史跡、磯浜古墳群については、史跡指定地の取得を進め、埋蔵文化財の保存活用を図ります。

幕末と明治の博物館においては、没後100年にあたる山村暮鳥に関する展示会を開催するなど、さらなる入館者増につなげる展示並びに展示室の改修に取り組めます。

併せて、芸術文化の振興や、プロスポーツ団体等との連携とトヨペットエンジョイパーク大洗（大洗町総合運動公園）の整備更新を図るなど、スポーツ振興にも努めてまいります。

最後に、持続可能な行財政運営によるまちづくりについてであります。

これまで事業の構築には、原資の確保を基本とし、取り組んでまいりました。ふるさと納税制度の推進はもとより、企業版の拡充やデジタルサイネージの広告放映収入、ネーミングライツ、サンビーチ大洗駐車場有料期間の拡大など財源確保のため、引き続きあらゆる手立てを講じます。また、国・県の補助金や有利な公債の活用等を進め、財政規律を確保しながら、将来の発展につながる事業を展開してまいります。

公共施設の在り方については、将来人口、各施設の利用頻度、維持管理等の財政的負担を精査し、統廃合を含めた全庁的な議論をさらに進めながら、住民の皆様との合意形成を図りつつ、効率的な施設運営の具体案を適時お示しできるように努めてまいります。

行政運営を継続するにあたり長期的な活用が必要かつ不可欠な施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図りながら、改修等を計画的に進めてまいります。

政府の策定した「自治体D X推進計画」に基づき、各種オンライン申請が可能となりました。新たに電子契約による事務の効率化を図るほか、その他の手続きにつきましても、引き続き環境が整い次第、電子申請を可能とし、住民の利便性の向上と事務の効率化に努めるとともに、電子申請が困難な方向けに、現行の申請方法も継続してまいりたいと思います。

また、業務の抜本的な見直しや、パソコンを使った単純作業の自動化等のD Xを職員一人ひとりが常に意識することで、効率的・効果的な行政運営を推進してまいります。

令和6年度も中央省庁や茨城県への職員派遣を行います。県へは、引き続き女性職員を派遣し、女性活躍の場を広げてまいります。国・県の施策推進に携わることにより、高度な政策立案能力や調整力を身に付けるとともに、国や他の自治体職員とのつながりを築き、将来を担う人財の育成に努めてまいりたいと思います。

併せて、国の制度を活用した民間企業との人事交流に取り組み、関係職員の意識改革やノウハウの蓄積につなげてまいります。

県央9市町村で取り組む「いばらき県央地域連携中枢都市圏」を活用し、様々な分野で各市町村との連携を強化し、本町の産業の発展と住民福祉の向上につなげてまいります。

これまで申し上げた施策の実施に向けた令和6年度当初予算についての一般会計と特別会計を合わせた総額は、151億5,677万1,000円（前年度比5.8%の増）であります。内訳として、一般会計94億8,600万円（前年度比10.5%の増）、国民健康保険特別会計18億4,507万4,000円（前年度比3.1%の減）、後期高齢者医療特別会計2億8,355万3,000円（前年度比17.5%の増）、介護保険特別会計17億9,241万3,000円（前年度比1.2%の増）、地方卸売市場事業特別会計908万7,000円（前年度比17.4%の増）、公園墓地事業特別会計1,802万6,000円（前年度比31.9%の減）、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計880万3,000円（前年度比7.1%の増）、水道事業会計8億8,573万6,000円（前年度比5.9%の減）、下水道事業会計8億2,807万9,000円（前年度比1.2%の減）となっております。

以上、私が令和6年度の町政運営にかける想いと主要な取り組みについて述べさせていただきました。

未来を切り開くためには、議会をはじめ住民の皆様の英知と創造力を結集し、これまで述べてきた政策の一つひとつを実現していくことが重要であると考えます。

そのためにも、固定観念や経験則などにとらわれない、時代の潮流やニーズの変化に柔軟に対応した大洗新時代、新しいまちづくりに果敢にチャレンジしてまいります。

最後に、住民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心よりお願い申し上げ、令和6年度の施

政方針といたします。

○議長（飯田英樹君） 以上で、令和6年度施政方針に関する説明及び一般会計予算、特別会計予算の説明は終わりました。

質疑につきましては、3月4日の本会議にて行います。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議案第13号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第13号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、町税及び税外収入の督促手数料を廃止することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

廃止の理由といたしましては、金融機関における督促手数料の取り扱い廃止、納付方法の多様化に伴う事務の煩雑化、徴収のためのコスト等を総合的に勘案し廃止するものであります。

以上、議案第13号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第13号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） まれなケースなのかもしれませんが、今回この内容そのものは、逆に督促手数料がなくなるということで非常に利便性もよくなるわけなんですけど、例えばの話でちょっと意地悪な質問なるかもしれませんが、大洗に固定資産対象持っていて、で、この方が例えばですね、近場ではない、また遠くにいて、海外にいて、こういった場合に、督促に付随するものってのは結構な金額が変わるわけなんです。そういうときの場合、レアケースですけども、おありなんですか。ちょっと本当嫌な質問なるかもしれませんが。一応確認だけしたいと思ひまして。

今回、私なんかも県外にも幾つか物件持っていると、銀行が今回ですね変わってくるんですね。今まで銀行は、税の納付は全部フリーでした。ただでやってる。しかし、場所によっても、これから銀行は手数料取りますというふうになってきてるんですね。そういった時代背景とまた逆行なんですけども、このあたりがどのように変化してこの条例になったのか。

ちょっと確認の意味だけで、意地悪な質問もちょうと入ってますけども、このあたりのいわゆる税の回収のコストとのバランスというのあれば、お尋ねをしたいと思ひます。

○町長（國井 豊君） 税務課長 高柳成人君。

○税務課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

督促手数料の100円の徴収に関しましては、県外の方、あるいは海外に行った方、それぞれの徴収の方法についてはどのような対応なのかというご質問とご理解させていただいておりまして、そちらに関しましては、県内、あるいは県外、国内にいる場合におきましては、それぞれですね100円の督促料の徴収に関しましては、引き続きですね徴収をしていくという形になっておりまして、また海外に行かれた場合に関しましては、納税管理人のほうを設定させていただいて、その納税管理人さんのほうにですね、ご請求をしてお支払いをしていただくというような形で、現在のところですね対応してるところでございます。

以上です。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

6ページをご覧ください。

本案につきましては、地方自治法の一部改正による条項のずれが生じたことに伴い、条例において引用する条項について整理する必要があることから、関係条例において所要の改正を行うものであります。

以上、議案第14号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑を行います。5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） この新旧の条文の数字しか変わってないところしか理解することができなくて、簡単な説明をください。お願いします。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

まさしくそのとおりでございまして、当条例に引用している大もとの地方自治法の条項が変わったので、そのみの改正ということでご理解いただければと思います。

例えば、地方自治法によって、この監査委員条例のほうに自治法に基づいて監査委員はこういうことをやらなきゃならないよってというのが地方自治法で決まっておりますので、その条項を当該町の条例にも引用していると。その大もとの地方自治法の引用している条項の番号が変わったので、今回、町のほうの条例の番号も変えるというような意味でございしますので、そうご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第15号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第15号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

本案につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法が改正され、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第15号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案

書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これは厚生労働省から国土交通大臣および環境大臣に移管されたということが理由ですが、これどういう理由からこういうふうな変更になったのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 上下水道課長 田中秀幸君。

○上下水道課長（田中秀幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずですね、今現在、水道行政全般にわたりまして厚生労働省のほうの所管になってございます。今現在ですね、水道の老朽化、施設の老朽化、また、耐震化ですね、また、災害発生時のですね水道施設の復旧、そういった課題に対してですね迅速な対応が求められているというところがございます。ましてですね、今現在、社会資本整備や災害対応に専門的な知見等を持っている国土交通省のほうに水道整備管理行政を移管しまして、そちらのほうを迅速に進めていきたいというところがございます。

またですね、環境省のほうに移管する部分につきましては、水質基準等ですね、こちら河川等の水質に関してですね専門的な知見を有する環境省のほうに移管して、そういったところで水質や衛生面での機能強化を図るというところが背景にありまして変更と、所管替えということになってございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

11ページをご覧ください。

本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことから、勤勉手当の導入にあたり、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第16号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 議案第16号 会計年度任用職員の件についてお伺いをいたします。

現在、町ではですね、会計年度任用職員というのは何人いて、そして、一年一年更新になるんでしょうけども、長い方では何年間勤務されている方がいるのかをお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今現在、町では99名の会計年度任用職員がおります。その会計年度任用職員全部に今度は勤勉手当が支給されてますですね、我々と同じ給与体制と申しますか、それが構築されるということになっておりますが、現在、一番長い会計年度任用職員がどのぐらいなのかというと、各課のほうに任用というか採用の権限と申しますか、それはちょっとお任せしているというか、各課の面接等によって決まっておりますので、一番長い会計年度任用職員が役場のほうに何年いるかというのは、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。宜しくお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） ありがとうございます。今の年数がわからないということなんですけども、年数によってあれですか、勤勉手当が変わるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員につきましても、昇級制度がございますので、いわば長くやっていることがいいか悪いかは別にして、長く勤務状況があれば、それは給与が変わっていきますので、それは手当に反映できるものと認識しております。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第16号は、原案のとおり決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第17号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第17号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

14ページをご覧ください。

本案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、現行の手数料標準額との乖離が大きくなっている危険物貯蔵所の設置許可事務に係る手数料について改正するものであります。

以上、議案第17号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第17号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号 大洗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第17号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時45分を予定いたします。

（午前10時35分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 議案第18号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第18号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

本案につきましては、県の医療福祉対策要綱等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、医療福祉費支給対象である重度心身障害者等に、新たに「精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3、4級または療育手帳Bの重複所持者」および「身体障害者手帳4級かつ療育手帳Bの重複所持者」を加え、また、障害認定に関する規定を改正するものであります。

以上、議案第18号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第18号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これは県の制度改正に伴ってということで提案されましたが、全県で令和6年度でおよそ450人が該当する、追加されるというふうに伺っておりますが、大洗町内での対象者、令和6年度はどのような状況なのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 菊地議員のご質問にお答えします。

大洗町内で今回の改正でマル福の該当になる新規該当になる方はお一人でございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それではですね、この1名の方が該当するかどうか分かりませんが、65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者の医療制度に加入することが条件だと、このようになっているそうですが、これはどういう理由から後期高齢に入らなければならないのか、基本的に75歳以上が後期高齢だと思んですが、これはどういう理由かもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 議員のご質問にお答えいたします。

65歳以上の方なんです、後期高齢者医療連合のほうから障害認定というのを受けて加入することになるんですけども、これマル福は何らかの保険制度に加入してなければならないということなんです、これ、言ってしまうと法律でそのように決まっているということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） まあまあ法律で決まっちゃってんでしょうけども、なぜそうなっているのかなというところが知りたかったんです。65歳から後期高齢に入った場合とですよ、そのまま障害者の支援を受けながら医療を受けるという場合、これ、医療制度によって負担が違ってくということも有り得ると思うんですよね。ですから、後期高齢に移った場合は負担が増えるんじゃないかというふうにも思うんですけども、そういう部分を考えた時に、自分でどちらに自分が医療制度を受けるかっていう、希望を持ってできるのかどうかもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 再度の質問にお答えいたします。

障害者の方の従来からの医療制度で、自立支援医療制度というのがあると思うんですが、こちらはどちらも並行して今後も続きますので選択が可能ということでございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号 大洗町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第19号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第19号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

22ページをご覧ください。

本案につきましては、令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画の策定により、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料を定めることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第19号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） かいつまんでですね、この制度自体が、このように変わってきてますという簡単な、普通の口語体でですねお伝えいただければなというふうに思うんですけど、ちょっと読んでみて、数字見てますけども、やはりなだらかに収入の高い方が少し、もっと払いなさいよっていう形になっているんだろうと思うんで、このあたりをわかりやすくちょっと説明いただければと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回の第9期の介護保険料の設定でございますけれども、現在の現行の第8期の基準額については、そのまま据え置きで同じ金額で設定させていただいております。そして、保険料の段階数、あるいは所得の条件区分等は、国の基準をそのまま設定させていただいております。

かいつまんで言いますと、国のほうで低所得者の保険料に関しては、現行よりも更に軽減率を高くしております、その目減りした部分を高所得者の方の所得区分をちょっと細分化しまして、そこに賦課を、若干負担をお願いしているという部分でございます。以上です。

○11番（坂本純治君） わかりました。わかりやすくありがとうございます。終わります。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第19号 大洗町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第20号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第20号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

29ページをご覧ください。

本案につきましては、本町の将来的な人口構成を見据え、本事業の長期的な継続を目指し、敬老祝金の金額を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第20号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第20号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 単純な質問ちょっとさせていただきますけども、何故77歳なのかちょっとお尋ねしますけども、これ77歳とその次のあれが88なんだよね。ということは、77ではなくて80でもよかったかなと思います。今、結構高齢者の方お元気なので、逆にこういう、僕も高齢者の部分に少し入るかもしれませんけども、元気で頑張ってる方もいます。働いている方もいますし、そういうことを考えると、課長どうですかね、いかがですか、77の、茨城県全体が77なのかな、ほかの自治体も。そこら辺のちょっと根拠をお尋ねしますけども。前は75だったよね。違ったっけか。すいません、そこら辺ちょっとお尋ねします。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

何故77歳で支給をしているのかということなんですけれども、これは、この敬老祝金支給事業というのが昭和47年からスタートしているんですけれども、昔からですね日本の長寿をお祝いする節目の年ということで、77歳が喜寿、88歳が米寿、99歳が白寿ということでお祝いをされる節目の年ということで、その部分が設定されているのかなと思っております。

今回ですね、77歳のお祝い金のところに手を入れさせていただいている理由でございますけれども、日本人の平均寿命の話になるんですけれども、この祝金支給条例が制定された昭和47年、昭和の時代ですと、ちょっとひとといてみたんですけれども、昭和55年ぐらいですとまだ70代なんですね、男性も女性も70代。ようやく平成12年、2000年ですね、男性の平均寿命が77歳を超えた、女性はもう80歳を超えてたんですけれども、その辺がありまして、現在はどうかといいますと、男性が81歳、女性が87歳と、平均寿命が77歳よりも超えているんですね。昔は70歳、77歳まで生きるのがなかなか難しくて、ご長寿おめでとうございますという意味で設定されていたのかなと思うんですけれども、この時代の流れ、健康寿命の延伸とかですね、医療の発展で、なかなかこの時代の流れにどうかかな、この制度そのものが転換期に来ているのではないかなということも踏まえまして今回提案させていただいております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。日本の制度ということで、77、88、99、100とい

うことで、よくわかりましたので、今後も宜しく願いしたいなと思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 提案理由としてですね、敬老祝金の支給をこれから長期的に持続できるようにということで77歳の方を減額するということになりましたが、この長期的に持続することとは、今後、88歳、99歳、こういう方々の見直しも有り得るということも考えているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今回ですね、この77歳のお祝い金の金額を減額させていただいている理由として、この事業を長期的に持続したいという思いがあるということで提案させていただいております。

現在、人口が若干多い団塊の世代がちょうど75歳に毎年以降する時期に入ってきておりまして、今回この条例改正なので、このお祝い金支給の話だけで今回出しておりますけれども、私ども福祉課としましては、長寿祝い事業としてはお祝い金の支給と、あと温泉券の配付と、あと、高齢商品券の配付、それと健康福祉長寿まつり、これを統一的に長寿祝い事業として考えております。ですので、やはり団塊の世代が毎年75歳に移行している昨今ですね、全体としては事業費が増えている現状がございます。そのなかでも、やはり先ほども勝村議員のご質問でお答えしました77歳は、もう皆さん普通に平均寿命を超えているので、カットしてもいいんじゃないか、お祝い金は廃止してもいいんじゃないかっていう意見もあります。県内でも77歳で支給している自治体というのは四つか五つぐらいしかないんですね。大体米寿から始まっております。なので、そこまでも考えたんですけれども、ただ、やはり高齢者の方で長生きしててもしょうがないとか、お金ばっかりかかっちゃっていつまで生きてるんだって、こうちょっと言われてしまっ、すごく切ない思いをしていらっしゃるような、そういった話を新聞のコラムなんかで見たりもしますので、どこかで誰かがご長寿おめでとうって言ってあげる温かいまだ世の中であつてもほしいなっていう気持ちも残っております、ですので、減額という形にはなってしまうんですけれども、この77歳、88歳、99歳というこの日本古来の節目の長寿のお祝いを、やはり町として残しておくべきなのではないかなということで今回提案させていただいております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 8番 小沼正男君。

○8番（小沼正男君） 今、課長の言葉、非常に私にも引っかけたんですけれども、今回その時代の流れのなかでは仕方ないのかなというようなお話だったんですけれども、今この団塊の世代がだいぶ多いというなかで、これは厚生年金をもらっている方と国民年金をもらっている方、国民年金のほうが私は多いのかなというふうに感じているんですけれども、そういったなかでね、国民年金をもらっている方は非常に額が少ないと。この昨今の物価高によって非常に生活のほうに苦しいというなかで、一律に下げますよっていう話はですね、国民年金で生活している方は非常に苦しいんですよ。この5,000円が3,000円になるというなかでは、この物価上昇率から考えると、非常に年寄り、生活しにくいと。更に、今まで町から5,000円もらえたのが3,000円になるというなかでは、

非常に国民年金だけで生活している人にとっては非常に、更に厳しい状況になってくると思うんですけども、その辺も含めてね、もう少し幅広く、収入に関して差をつけるとか、そういったところまで考えてやっていただきたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 小沼議員の質問にお答えいたします。

個人の収入に応じてお祝い金の金額に差をつけたほうがいいのかというご質問ですけども、やはりこの長寿をお祝いするこの事業の趣旨からすると、各人の収入に応じてお祝い金に差をつけるというのは、私はよろしくないと考えております。国民年金生活でいらっしゃる方が生活が苦しいなかでの減額はいかななものかというご意見かと思うんですけども、私はこの敬老お祝い金は、確かに現金を支給されるというのは誰しもがうれしいことだとわかっております。ただ、私が考えるのは、それはあくまでも一過性の喜びであって、その時で終わってしまう。では、じゃあ私が考える本当の幸せってというのは、ここで減額したお金を、さらには福祉のインフラ整備といいますか、例えばご自身が体が弱くなって足腰が立たなくなって、デイサービスとかでお風呂に入りたいなっていった時に、ケアマネさんって必ず必要なんですけれども、議員の皆様、大洗町のケアマネが年々減っているのは現状は御存じかと思うんですけども、必要な介護サービスを受けた時にさっと手が回れるように、きちんとケアマネを確保しておきたい、そういった事業にお金を使いたい。あるいは、加齢によって目が見えなくなって白内障の手術をしました。眼鏡を買い換えなきゃならない。そこに補助を充ててはどうか。同様に、加齢によって、今回、予算のほうにも計上させていただいているんですけども、加齢によって耳が聞こえなくなった時に補聴器買いたいんだけど高いんだけど、そこに補助があったらいいな、そういった、より転ばぬ先の杖的な事業に私は予算を回したいと考えておりますので、是非ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

次に、討論通告がありましたので、これを許可します。12番 菊地昇悦君。

〔12番 菊地昇悦君 登壇〕

○12番（菊地昇悦君） 議案第20号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について意見を述べます。

提案は77歳の者へのお祝い金を5,000円から3,000円に引き下げるという内容であります。

折しも国会では、失われた30年からの脱却を目指して、そのなかでも物価高騰に対応できる賃上げ、これを大きな政治課題として掲げております。そして同様に、企業でも賃金引き上げに、これに、実現目指して努力している、そんな状況下にあります。

77歳といえば年金生活者であり、目減りする年金のなかで生活防衛に苦心しているところでもあります。

今回の予算においても、物価高騰対策として支給される予算が組まれました。そして、後期高齢者医療保険の引き上げが今度の議会でも提案されている。しかも、後期高齢者のおよそ半数近くが

所得ゼロ層という、そういう状況でありますから、さらなる生活の不安を高めることになってきます。

後期高齢者の方々にとっては、所得無し層と言いましたが、正に2,000円という額は現役の働く者との収入比率で見れば大変大きな額になるものであります。人生100年時代といわれていますが、70年代から80年代にかけて、健康で、更にその先においても健康で元気に暮らしてと願い応援することは、町として大事な役割ではないか、このようなことへの配慮が十分だったのか問われているわけであります。

今、課長のほうからも答弁されましたが、そういう長寿を祝う気持ちが大事だと、そして、別の形で福祉の支援を行っていききたいという、そういうことが言われました。ならば、これは一気にこういう問題を提起するのではなくて、数年かけて、時間をかけて、住民の理解を得ながら取り組んでいくということが最もふさわしいやり方ではないかというふうに思うわけであります。

以上の理由から、反対の意見とするものであります。

○議長（飯田英樹君） 以上で討論を終わります。

本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第20号 大洗町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（飯田英樹君） 起立多数であります。よって、議案第20号は、原案のとおり決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第21号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第21号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

31ページをご覧ください。

本案につきましては、条例の制定根拠である法律の名称が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第21号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。
11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） この条例の変更については、単なる文言の変更ということで受け止めさせていただきますけども、現状の松川港の使用についてお尋ねをちょっと、補足としてお答えいただければと思うんですが、現状、漁船といわれる船がどのような、杯数というんでしょうか、何杯でいいんですかね、船の場合には、あって、どのような漁獲がされているのか、現状の松川港としての運営そのものをちょっとご報告いただきたいのが一点。

更に、近年、その使用頻度によってはですね、例えば那珂湊漁港においてプレジャーボートを仮に、今、試験的に置くようになっております。漁港そのものの整備だけではなく、プレジャーに関するいわゆる一般的な遊びの部分ですけれども、観光に寄与するであろうということで、那珂湊のほうでは今、確か10艘ぐらいのヨットが係留されております。こういったことも含めて、この法律全体のなかで将来的にどのような範囲というか幅を持っての変更が入っているのかどうか、そこも含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 先ほどの坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、一つ目なんですけども、松川漁港の利用状況についてなんですが、現在ですね、皆さん御存じのとおり大瀬沼漁協の漁業者が約10ないぐらいの船をですね、そこに停留してしまして、シジミ漁として活動をしているところでございます。そのなかでシジミ漁の漁獲量につきましては、ただいま手元にですね資料がちょっとございませんので、追ってまたご説明を差し上げたいと思います。

あと次にですね、今回の国の上位法でありますこの法律の改正の簡単な目的をちょっとお話ししたいと思います。

これにつきましてはですね、漁港のですね従来の役割を、これまでどおり利用してもらいながらですね、漁港をですね地域活性化の拠点として活用いたしまして、海だったり漁村が持つ地域資源の価値や魅力を活用することを図ってほしいということで国は考えておりまして、そのなかでですね国は、この漁港を漁の港だけではなくて、地域のですね活性化を図る事業を展開してほしいということで今回上位法の法律を改正しているところでございます。そういったなかで事業展開を図っていただいて、水産物の消費拡大につなげまして所得の向上につなげていきたいというのが目的でございますので、今回、上位法であります国の法律に伴いまして、漁だけではなくてですね、その他の活用の方針について促進を進めたいということの国の考えでありますので、それに倣ってですね町のほうもその考えに基づきまして推進をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。なかなか難しい問題は、その漁業権が非常に強かった時期、生活権というもので、その漁港そのものはもうその地域の漁港だけで私消だと。実際にはもう変わってきてますよね。先ほど私が一つの例を申し上げましたけども、もう5年ぐらい前から県のほうはずっとそこを模索しながら、今実証的に実証的に試験をしております。たぶんあの地域も、今後たぶん、町長ね、あの地域っていろいろな形で今開発しようとして、いい観光地とし

てなる。その場合にあの松川漁港っていうのは、非常にそのプレジャーボートも含めてですね、大きさの問題があるし、その今係留されている問題もありますけども、その付帯設備もあるわけで、そういったものも含めて今後いろいろ多角的に検討する、そういう場所になるんだろうなというふうに思いまして確認をさせていただきました。

その上位法の変更だけではなく、現実的な県のほうの方向性もだいぶ変わりましたので、どうかその辺はですね、町長ともどもですね地域の方と十分に精査をしながら、いろいろ方向性も探っていただきたいなと思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） ほか、よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号 大洗町松川漁港管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

33ページをご覧ください。

本案につきましては、特定公共賃貸住宅である町営二葉緑住宅B棟の入居を促進するため、入居者の資格要件を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、住所等の要件並びに同居親族の資格要件を緩和し、県外在住者を含めた幅広い入居を可能とするものであります。

以上、議案第22号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） 今の町長の話の中で、県外の在住者をといったところがあったんですけど、一番の目的というのは移住者というか、そのほかのところから来ていただく人を求めるのがまず一番なのかという点と、そうやってきた時に、民間のアパート事業とかその辺の経営を圧迫しないのかといった点、それともう一点が、3)ですね、市町村税を滞納していない者であることということで、県外の方だった場合に、その辺はしっかりと調べ尽くすことができるのかといった点についての質問です。お願いします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

まず一つ目、移住される方を目的として今回変更されるのかというご質問でございます。一番の目的はですね、ここ近年、こちら特定公共賃貸住宅の入居率が約6割と低迷しております。こういったことから、まずこの入居者の要件を緩和した上で、この入居率を上げていこうというようなものが主たる目的でございます。そのなかで、現在、町に縁のある方や県内在住という方に限定しておりますので、そちらを条件を緩和しまして、県外在住の方も入居していただいて入居率を上げようというような試みでございます。

二つ目、民間の事業者の経営圧迫につながらないかということでございます。こちらは、まず最初にですね、家賃の設定を下げたらどうかというようなところを考えた時に、やはりそれはあまりにも低廉な家賃を設定してしまいますと、当然、周辺の民間住宅に影響します。さらには、町内の移動というものも生まれてしまいますので、それは今回望ましくないということから、家賃の設定についてはそういった配慮から現行どおりとしまして、この入居者条件を緩和するということに考えが至ったところでございます。

最後に、市町村税の滞納が無いことというところの確認ができるのかということでございますが、こちらについても現行もその市町村から滞納が無いという旨の証明書を付けて入居の要件確認をしておりますので、そういったところでしっかり確認しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第22号 大洗町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第23号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第23号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

35ページをご覧ください。

本案につきましては、大洗町観光情報センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者につきましては、「一般社団法人 大洗観光協会」を引き続き指定管理者とするものであります。

なお、指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

以上、議案第23号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第23号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について質疑を行います。9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 一点だけ確認になります。現在ですね、以前、観光協会、こちらのほうの観光センターのほうにおりまして、今現在は役場のほうの一部に来て、そちらで運営していると思うんですけども、今後この管理センターを再度委託という形に、管理者としてなりますと、今後その管理センターのほうはどのような使い方をするか、役場のほうで把握しているのか、また、現在、役場のところでやっていますけども、その運営のほうとの兼ね合いというのはどういうふうになってくるのかお聞きしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、今村議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

こちらの大洗町の観光情報センターの指定管理者につきましては、こちらにつきましては、まず観光情報センターにつきましては、うみまちテラスのオープンに伴いまして令和4年度からですね、こちらの旧観光協会観光情報センターのほうにつきましては、現在、一時休業というような形をとらせていただいているところでございまして、観光協会の事務所につきましては、現在はスマイルホールの一室のほうを活用いただいているといったなかで、こちらの観光情報センターが休館している間にもですね、その施設の今後の利活用といったところを模索、検討を進めてきたところでございまして、こちらにつきましてはですね、もともとの趣旨としましては、その観光情報センターの一本化によって効率化とかといったところがありましたので、今後の利活用についてもですね、町の負担のほうは極力ない形で、また、民間の活力を活用してといったところを念頭に

行ってきたところでございまして、こちらで利活用を進めるにあたって、民間の事業者よりですね、こちらの施設の運営の企画の提案がなされたといったところも踏まえまして、観光協会のほうとも協議をいたしまして、ほかの企画・提案も含めてですね、こちらの施設の活用といったところを公募をさせていただいたところで、新たな事業者のほうが決断をいたしまして、そちらの事業者によって飲食店のほうを運営させていただくといったところにつきましては、昨年の全員協議会のほうでもご説明させていただいたところでございまして、それに伴いまして施設の指定管理者といたしましては観光協会のほうを設置をさせていただいて、また、その観光協会と連携する形で運営者としてそちらの民間の事業者に入らせていただいて、あちらの館の運営をしていただくといった趣旨でございます。

またですね、観光協会の今現在スマイルホールに事務所を構えておりますけれども、こちらにつきましても、現在、駅前のうみまちテラスのほうもですね、令和6年度から新たな運営の仕方ということで、地方創生の補助金のほうも今年度で終わるということもございまして、いろいろリニューアルの形を考えている。また、人材的な人数も少ないといったところもあって、より一層の観光協会との連携を図るということで、観光協会の事務所のほうもうみまちテラスのほうへ移動させていただいて、ちょっと工夫をしてですね、今までちょっとスペースが少なかったといったところで別々にしていたというところもあるんですが、リニューアルを図って、工夫をして、一緒になって連携を図って人手不足の解消とか事業の展開を図っていこうという考えでございまして、ですので、こちらの観光情報センターにつきましては指定管理者、変わらず観光協会のほうにお願いをして、全体的な管理はしていただくと。当然、観光のインフォメーション機能とかそういったものは設置をすることになっておりますので、そちらの管理のほうとかを観光協会ですっきりしていただくと。また、運営者のほうの管理も、併せて観光協会にさせていただくということで行っていくというような予定でございまして、以上でございまして。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 詳しい説明ありがとうございました。そうしますと、今一点、課長の答弁のなかであったのが、今、スマイルホールのほうにある観光協会は、そこは退いて、駅前に行くということが今ちょっと私のほうでわかりました。ありがとうございました。すいません。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第23号 大洗町観光情報センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第24号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第24号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について、提案理由をご説明いたします。

36ページをご覧ください。

本案につきましては、令和6年4月1日に茨城県央環境衛生組合が設立され、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会に加入することおよびそれに伴い公平委員会規約を変更するにあたり、構成団体の各議会の議決を要するため、当町においても議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第24号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第24号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 確認事項が一点ございます。まず、茨城県央環境衛生組合の組織はどういう場所でどこにあるのか、更に、今回入ることによって均等割的に負担率が変わると思うんですが、全体的にどのように変わるか、流れだけで結構ですからお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

条例改正自体、議員おっしゃるとおり新しい組合が加入するということで規約を改正するだけなんですけども、この新しい茨城県央環境衛生組合というのが茨城町と笠間市で共同で設立された組合でございます。何で今度茨城町と笠間なのに郡内の我々の公平委員会に入るかというと、事務局が茨城町なものですから、事務局があるところの公平委員会に加入をするというところが決まっておりますので新たに我々の東茨城郡のほうの公平委員会に加入するというような流れになっております。

もちろん加入するからには、相応の公平委員会を運営する分担金・負担金のほうはいただくことになっておりますが、今の条例の改正の議案のなかの資料のなかでは、今回、新しい組合から幾らもらうという資料がちょっとございませんので、後日、委員会のほうでちょっと説明させていただ

ければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「進行」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第24号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会を組織する地方公共団体の数の増加及び東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について、提案理由をご説明いたします。

38ページをご覧ください。

本案につきましては、県央地域首長懇話会を構成する9市町村の公の施設の広域利用につきまして、対象施設の追加等により、関係市町村と協議するため、地方自治法第244条の3第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第25号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） これもちよつと確認事項になりますけども、例えば一つの例をとりますと、その地域で、例えばAという町が図書館業務をやってカードを発行していると。それはその地域の村だったり市だったりすると。そのカードの発行ということも、この連携地域のなかではカードの発行までしてもらって、そういうことまで連携できますよっていうところまでの深さがあるのかどうか、そのあたりはどのようになっているのか。単なる、この連携地域の、市町村の皆さん、例えばマイナンバーカードで身分証明書ができれば大丈夫ですよっていう、その程度なのか、それとも

この後、一つの一体化になるぐらいのそういうカード発行とか、そういったものもなっていくのか、ちょっとお尋ねをしたい。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

広域利用ということで9市町村が、この施設全体で80施設ございますけれども、こちら利用することは可能ですけれども、一つのカードでそれぞれを回るといったところまでは現在のところでは行っておりません。また、今後です、そういうことについては、県央首長それぞれの連携都市圏会議のほうのなかで議論が深まれば、そういうことも今後検討していくものと考えます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。確認事項が今の一点であります。

今後、まず間違いなくこの地域の連合体が一つのものになって、自治体としての一つになっていくだろうと。もうこれはたぶん間違いなくそう、20年というスパンでは言えないと思うんですけども、その以前に地均し的なものというのは、そういうところまで生活圈そのものが一つになれるような、そういうところまでもっていくような考え方っていうのは、やはり必要ではないかというふうに思う一つの連携組織だと思います。町長、こういったものに対しての考え方は、今現状の皆さんの、首長さんのなかで、どのような意識であるのか、雑駁で結構ですからお答えいただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員からご指摘、ご提案でありますけれども、もっともなことだと思っております。ただ、カード云々については、例えば東海村で村民の皆さん方に、かつてゆっくら健康館でも町民カードっていうのがありましたけど、あれを廃止してもいいような制度運営になりましたので、例えば東海村でそういうカードを発行して図書館で利用すると。でも、カードが無い住民も同じように、いわゆる近隣市町村の住民も同じように利用できますから、そこはカードの有無しだけであって、確かにそのカードを使うことによって、更にもっと深堀した様々な利用形態が生まれるであるとか、様々なその何か恩恵が、特典が得られるということであるならば、連携都市のこのなかから考えますと、東海であれば北側の日立はこの施設、このいわゆる連携に入っておりませんので、そういう意味ではそことのこの差別化を図るとか差異があるとかということは、ある意味これから運命共同体として様々なこの地域連携を進める上では、非常に面白い取り組みだと思っておりますので、更にこの深堀を進めるということは、議員ご指摘のとおり進めていくべきだというふうに私自身も思っております。

ただ、もう一点言えておりますことは、これひたちなかの市長などもよく提案をされているんですが、九つとも同じ形で、これ公の施設についてはよろしいんですが、様々な政策であって、例えば水産加工業ったら、もう笠間でもありませんし、水戸でもありません、大洗とひたちなか、今のところ、だけでありますので、自治体間の連携が九つその足並みを揃えなくても、それぞれのテー

マごとに、それぞれの政策ごとに、数といいますか九つ全部が揃っていけるならばこれ理想ですけど、1対1でやる場合であるとか、2対3でやる場合であるとか、様々なそういうこの組み合わせもあっても面白いんじゃないかと。また、それも現状に即しているんじゃないかということも、ひたちなか市長などは提言されておりますので、私も全くの同一の意見でありますから、様々な組み合わせを排することなく、ただ、現状に満足することなく、更なる相乗効果が生まれるようなそういう政策展開へもっていけるような連携中枢都市圏にこの自治体の連携を更に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） よろしいですか。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前11時50分を予定いたします。

（午前11時40分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第7、議案第26号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第26号につきまして提案理由を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年度大洗町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億6,671万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億903万6,000円とするものであります。

また、繰越明許費を地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定するとともに、既定の地方債

を変更するものであります。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費につきましては、年度内の事業完了が困難となる見通しとなった11事業について、翌年度に予算を繰り越して使用できるよう措置するものであります。

2款総務費の「急傾斜地対策検討事業」につきましては、調査方法の検討に時間を要し、事業完了が翌年度となる見込みのため、1,380万5,000円を繰り越すものであります。

「番号制度に伴うシステム改修事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、完了が翌年度となる見込みのため、12月補正分と合わせて1,167万1,000円を繰り越すものでございます。

3款民生費の「物価高騰対策給付金事業」につきましては、給付金の支給準備に時間を要し、支給が年度内に完了していないため、8,984万円を繰り越すものであります。

4款衛生費の「新型コロナウイルスワクチン接種事業」につきましては、3月接種分の支払いが翌年度となるため、130万4,000円を繰り越すものでございます。

8款土木費の「町道整備事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、国の補正予算配分の増額分につきまして、完了が翌年度となる見込みのため、1億1,568万2,000円を繰り越すものでございます。

「松川地区土地利用検討事業」につきましては、松川地区における土地利用の検討に時間を要し、事業完了が翌年度となる見込みのため、473万円を繰り越すものでございます。

「防災子ども安全まちづくり事業」につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、2,685万8,000円を繰り越すものでございます。

「防災集団移転促進事業」につきましては、今回の補正予算に追加計上しておりますが、国の補正予算配分の増額分につきまして、完了が翌年度となる見込みのため、1,430万8,000円を繰り越すものでございます。

「都市構造再編集中支援事業」につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、1,561万4,000円を繰り越すものでございます。

9款消防費の「新消防庁舎建設事業」につきましては、埋蔵文化財発掘調査に時間を要しているため、1,515万円を繰り越すものでございます。

「消防水利施設整備事業」につきましては、施工箇所の水位が高く工法変更が必要となり、工事完了が翌年度となるため、1,234万6,000円を繰り越すものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表地方債補正につきましてご説明いたします。

「経営体育成基盤整備事業債」につきましては、今回の補正予算に計上しておりますが、向谷原地区の県営事業費の減に伴い、町の負担金も減額となったため、1,800万円全額を減額するものでございます。

「都市計画事業債」につきましても、今回の補正予算に計上しておりますが、事業費の確定に伴

い、320万円を減額するものでございます。

「防災集団移転事業債」につきましては、繰越明許費および今回の補正予算に計上しておりますが、「防災集団移転促進事業」の財源といたしまして570万円を追加するものでございます。

「道路整備事業債」につきましても、繰越明許費および今回、補正予算に計上しておりますが、「町道整備事業」の財源といたしまして5,100万円追加するものであります。

「臨時財政対策債」につきましては、発行可能額の確定により、680万円を減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

歳出補正の全般的な内容といたしましては、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。

また、総務費を初め、給料と職員手当等の人件費につきましては、最終調整によるものでありますので、以下、省略してご説明申し上げます。また、単なる財源振替や事業費の一般的な確定減等につきましても、政策的余地がないことから説明を省略させていただきます。

12ページ、中段をご覧ください。

2款総務費の「減債基金費」につきましては、国の補正予算により追加された普通交付税のうち、臨時財政対策債償還基金費分として交付された2,553万9,000円を減債基金へ積み立てるものでございます。

13ページ、上段をご覧ください。

「戸籍住民基本台帳費」の委託料につきましては、12月補正でも計上しておりますマイナンバーカードへの氏名の振り仮名およびローマ字表記の追加に関するシステム改修について必要な改修を順次行っているところですが、令和5年11月29日に総務省の補助要領が一部改正となったことなどにより、追加で補助対象となったシステム改修を実施するため、275万円を追加計上するものでございます。財源については全額国庫支出金で賄われます。

3款民生費の「障害者福祉費」につきましては、自立支援給付費の実績見込みにより、1,200万円を追加計上するものでございます。

「国民健康保険繰出金」につきましては、国民健康保険特別会計の税収等の実績見込みにより、不足する額622万6,000円を繰出金として追加計上するものでございます。

「介護保険事業費」につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修費に係る費用を繰出金として、60万5,000円を追加計上するものでございます。

15ページをご覧ください。

下段の6款農林水産業費の「夕日の郷松川施設運営委託料」につきましては、昨年8月から指定管理者制度への利用料金制度導入に伴い、地元協議会が持続可能な運営を行うことになったことにより、委託料255万円を減額するものでございます。

続きまして「農地中間管理事業地域集積協力金」につきましては、向谷原地区の基盤整備事業の

なかで農地の集積・集約化に取り組んだことにより、地域集積協力金の対象となったため137万9,000円を追加計上するものでございます。財源については全額県支出金で賄われます。

次の「向谷原地区土地改良事業負担金」につきましては、地方債補正でも触れさせていただきましたが、事業の進捗に伴い、県営事業費が減額になったことにより、町からの負担金を2,000万円減額するものでございます。

16ページをご覧ください。

8款土木費「道路新設改良費」につきましては、繰越明許費および地方債補正でも触れさせていただきましたが、国の補正により事業費の増額が認められたため、委託料、工事請負費、合わせまして1億1,268万2,000円を追加計上するものでございます。

続きまして「都市計画総務費」につきましては、繰越明許費および地方債補正でも触れさせていただきましたが、防災集団移転促進事業において、国の補正により事業費の増額が認められたため、委託料1,288万1,000円を追加計上するものでございます。

工事請負費の704万6,000円の減額につきましては、防災子ども安全まちづくり事業において、国の内示額の減により減額するものでございます。

道路用地購入代の1,137万2,000円の増額と、物件移転補償費の1,070万円の減額につきましては、用地交渉の進捗による節の組み替えと国費の配分増を合わせまして、67万2,000円を追加計上するものでございます。

続きまして、17ページ上段の「住宅管理費」につきましては、1月の保守点検で不具合が判明した二葉緑住宅浄化槽ブロア一等を修繕する費用として104万5,000円を追加計上するものでございます。

下段の教育費をご覧ください。

10款教育費「教育振興費」につきましては、小学校用教科書の改訂に伴い、新年度から新たな教師用指導書が必要になることから、その購入費用818万円を追加計上するものでございます。

7ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、今まで申し上げました歳出を賄う財源といたしまして、増額分として地方特例交付金175万7,000円、地方交付税1億3,011万2,000円、国庫支出金8,641万4,000円、県支出金737万9,000円、寄附金2,024万4,000円、繰越金2億9,612万7,000円、諸収入1,094万9,000円、町債2,870万円を追加し、減額分として使用料および手数料233万8,000円、繰入金4億1,263万3,000円を計上し、歳入歳出それぞれ1億6,671万1,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第26号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第9号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第26号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第9号）について質疑を行います。9

番 今村和章君。

○9番（今村和章君） ページでいうと15ページなんですけども、夕日の郷松川のですね運営についてちょっとお聞きしたいと思います。

指定管理者を利用してということで、町からの委託金がなくなっていると思うんですが、それに伴ってですね、8ページの夕日の郷使用料というの、逆にマイナスになっていますけども、この部分について町が払わなくて済んだ分でしょうけども、使用料というのはいかかってくるのかなと思うんですが、ここがマイナスになっているということは、どういうふうな運営でこういうふうな形になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 先ほどの議員の質問にお答えしたいと思います。

夕日の郷松川の運営につきましては、これまでも皆さん御存じのとおり、令和8年からですね、利用料金制度を導入しまして、自主財源をそこで確保して、これから運営をしていきたいと思います。この活動の活動をスタートしているところでございます。

そういったなかで、今年度当初はですね、あそこの施設を利用する場合については、使用料として町のほうで収入を得て、その代わりに指定管理料ということで地元の協議会のほうにお金を支出して、そこで運営をしていただいたところなんですけども、8月からはですね、その使用料については、その地元の協議会のなかで自主運営ということで収入を得て、そのお金を基にですね、今、活動をしているということで、歳入は町のほうには入らないかわりに、その使用料の収入によって今、施設のほうの運営をしているというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） そうすると、今までも使用料と委託料というのが同額的な部分があって、それが今、現状、指定管理になったので、その部分が、言い方あれですけどチャラになったという考えでよろしいのかなと思うんですけども、その場合に、実際、町のほうもですね使用料としていただいた分というのは、私はこれまでももらうべきなのかなと思ってたんですよ。何でかという、やはり施設としては町の物でありまして、大体どこでもそういう部分なので、それを考えると、委託した事業所の売り上げ分というかですね、それはただ単に夕日の郷松川に入っているだけなんだろうけども、これってその先の部分で多額の金額が儲かれば町のほうにもですね普通は還元されて入ってくるもんだと私は思ってるんですけども、その点はどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 農林水産課長 中崎亮二君。

○農林水産課長（中崎亮二君） 再度の議員の質問にお答えしたいと思います。

これまでもですね松川の運営はなかなか厳しい状況になっているところでございます。そういったなかで、松川の地元の協議会の運営だけではなくて、実際今、民間の事業者と連携をしてスタートを進めているところでございます。そういったなかで、これまでの経緯に加えまして民間の能力というかそういったことのノウハウを入れながらですね、今年はなかなか見通せないかもしれま

せんけども、プラスになった場合はですね、いろんなその大洗のキャンプ場もそうだと思うんですけども、プラスになった場合についての町への納付金というんですかね、還元については、今後検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ちょっと財政の在り方についてお尋ねをしたいんですが、今回、交付金はやや増額になっております。いわゆる最終的な金額は13億ぐらいになるんでしょうか、一般交付金ですね、が、なっておりますけども、これについてどの部分が、例えば新たな事業を起こすことによって基準財政需要額が発生して、その差額で増えてきたのか、それとも当初から変わってきているのかのこの見方のお尋ねなんですけども。例えば交付税、交付金の在り方というのは、国税のなかでいうと法人税だったり地方法人税だったり、酒税の50%だったりとかって、四つの国税のほうから均等的に来ますよね。その金額がある程度の金額が思った以上に増えてきたと。国が増えてきたので基準財政需要額と収入額の差とはまた別な問題で、地方に振り分けようとしたのかどうかと、そのあたりを一点お尋ねをしたいのとはですね、あとはそのキャッシュフロー的なところもあるんだろうと思いますけども、例えば交付税ではなくてもですね、繰入金、漁業振興基金の繰入金や地域づくりの繰入金、財政調整基金、減債基金もそうですけども、今回繰入金がほとんどマイナスにしてあるということは、財政的に、ある程度キャッシュフロー的にそう厳しくなかったということを表しているのか、このあたりの考え方をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） まず、交付税の部分でございますけれども、こちらは地方財政計画に基づいて、その伸びに応じて交付税として需要が伸びてきて、その部分が入ってきていると。また、今回のように減債基金に将来の負担として積みなさいということで交付税として含まれている部分等もありまして、このように伸びているというようなところでございます。また改めて詳細につきましては、委員会のほうでも述べさせていただければと思いますけれども。

それと、厳しい財政運営というところで、当初、実際にこの基金ですね、ほぼほぼ活用しながら当初予算を組んだところでございますけれども、財政調整基金につきましては今年度3億、実際に基金から繰り入れようとしたところ、正直今の補正では全額戻せていないというところもありますので、何とか歳出見直しをしながらですね、無駄な支出の削減をしながら今取り組んでいるというところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか、どうでしょう。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第26号は、原案のとおり決しました。

◎議案第27号ないし議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第27号 令和5年度大洗町国民健康保険特別補正予算（第2号）、議案第28号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第29号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第27号から議案第30号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。一般会計と同じく、特別会計におきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減が主な要因であります。また、給料と職員手当等の人件費につきましても、一般会計と同様、最終調整によるものでございます。

21ページをまずはご覧ください。

議案第27号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を19億230万7,000円とするものであります。

歳出についてご説明いたします。

25ページ、上段をご覧ください。

7款諸支出金の償還金につきましては、令和4年度保険者努力支援交付金の額の確定により65万6,000円を追加計上するものでございます。

24ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

1款国民健康保険税につきましては、加入者数の減少等に伴い税收減が見込まれるため、1,712万9,000円を減額するものでございます。

歳出の増および税收の減による財源を賄うため、7款繰入金の一般会計繰入金622万6,000円、8款繰越金の前年度繰越金1,155万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして27ページをご覧ください。

議案第28号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,935万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,602万4,000円とするものであります。

30ページ下段をご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1款総務費の一般管理費につきましては、介護報酬の改定に伴うシステム改修委託料121万円を追加計上するものでございます。

5款基金積立金につきましては、令和4年度決算で生じた繰越金を介護給付費準備基金に積み立てるため、1,814万3,000円を追加計上するものでございます。

29ページへお戻りください。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金60万5,000円、繰入金60万5,000円、繰越金1,814万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,935万3,000円を追加補正するものでございます。

続きまして31ページをご覧ください。

議案第29号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,583万7,000円とするものであります。

また、繰越明許費を設定するものであります。

32ページをご覧ください。

下段の繰越明許費ですが、町営公園墓地トイレ建設事業につきまして、資材の納入に不測の時間を要し、事業完了が翌年度となる見込みであるため、864万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、34ページをご覧ください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

墓地建設改良等準備基金費につきましては、令和4年度決算による繰越金を基金へ積み立てるため、338万5,000円を追加計上するものでございます。

上段の歳入をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金338万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ338万5,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。

議案第30号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、資本的収入及び支出について、資本的収入の予定額を1億3,640万円追加し、補正後の予定額を3億2,673万8,000円とし、資本的支出の予定額を1億7,076万7,000円追加し、補正後の予定額を4億6,631万8,000円とするものであります。

また、既定の地方債に1億230万円追加し、2億5,850万円とするものであります。

36ページをご覧ください。

下段の資本的支出につきましては、先の議案にもございますが、水道法の改正により、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣および環境大臣に移管されることに伴い、厚生労働大臣所管の国庫補助金が追加交付されることから、工事請負費を1億7,050万円追加計上するものでございます。

上段の収入をご覧ください。

支出を賄う財源といたしまして、企業債1億230万円、国庫補助金3,410万円を追加計上するものでございます。

以上、早足でありましたが、議案第27号から議案第30号まで一括して提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第27号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和5年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第27号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第28号 令和5年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第28号 令和5年度大洗町国民介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第28号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第29号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第29号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第29号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第30号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号 令和5年度大洗町水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第30号は、原案のとおり決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 続きまして、議案第31号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第31号につきまして提案理由を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年度大洗町一般会計補正予算（第10号）につきまして、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,484万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億2,388万円とするものであります。

3ページ、下段をご覧ください。

歳出4款衛生費の環境衛生総務費についてご説明いたします。2015年にラムサール条約湿地に登録された涸沼およびその周辺は、国の鳥獣保護区特別保護地区に指定され、法律に基づき構築物の新設や埋め立て等については厳しく規制されておりますが、現実的には施行規則により、1ヘクタール以下の水面の埋め立てや住宅およびこれに付属する工作物の設置等が認められているという事実を踏まえ、町の宝である涸沼周辺の自然環境を町が責任を持って未来にわたって保全するため、所有者からの土地購入代金など1,484万4,000円を追加計上するものでございます。

3ページ、上段をご覧ください。

歳入をご覧ください。

歳出を賄う財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,484万4,000円を計上し、追加補正するものでございます。

以上、議案第31号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第10号）の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第31号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第10号）について質疑を行います。
5番 櫻井重明君。

○5番（櫻井重明君） 今説明いただいた31号の補正予算、それと、それまでやってた9号との違いというものが、時間によって違うものなのか、9号、10号でのその違いをちょっと教えてほしいです。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

9号と10号の違いというのは、10号は追加ですね、9号の時にはあげられなかったものでございますので、10号で後で審査いただくという形になります。

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、原案のとおり決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第8、発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。7番 柴田佑美子君。

〔7番 柴田佑美子君 登壇〕

○7番（柴田佑美子君） それでは、発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について、ご説明させていただきます。

交通事故、スポーツ落下事故、暴力など、全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症によって日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年、山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法が保険適用となった。その結果、それまで高額な自費診療から保険診療でのブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、公的な研究によって報告されているとおり、脳脊髄減少症の症状において約10%の人

が保険適用の要件である起立性頭痛として認められなかったため、医療の現場では混乱を生じている。また、その後の研究で脳脊髄液の漏出部位は1カ所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全かつ確実に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療を行う必要があるが、現状の診療上の評価にはX線透視下で治療を行うことが要件として含まれておらず、診療報酬の面から安全性の高い治療ができない状況である。

よって、政府において、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

1. 脳脊髄液減少症の症状として起立性頭痛が認められない場合でも保険適用とすること。
2. ブラッドパッチ療法について、X線透視下を要件として漏出部位を確認しながら安全に治療を行うことを可能とするよう、診療報酬を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年3月1日 提出者 大洗町議会議員 柴田佑美子

賛成者 石山 淳 伊藤 豊 櫻井重明 小野瀬とき子 関根健輔

議員各位におかれましては、本議案に対し、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第9、同意第1号 大洗町教育委員会教育長の任命について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第1号 大洗町教育委員会教育長の任命について提案理由をご説明申し

上げます。

本案につきましては、長谷川馨氏を大洗町教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

長谷川馨氏は、令和3年4月1日から1期3年お務めいただきました。この度、引き続き大洗町教育委員会教育長として任命するものであります。

なお、任期は3年となっております。

以上、同意第1号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明は終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 大洗町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第1号は、原案のとおり決しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（飯田英樹君） 日程第10、報告第1号 令和6年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、説明を求めます。副町長 関 清一君。

〔副町長 関 清一君 登壇〕

○副町長（関 清一君） 報告第1号 令和6年度大洗町土地開発公社事業計画の報告について、ご説明を申し上げます。

お手元配付の資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和6年度の事業計画についてでございます。

「1 土地取得事業」について、用地取得の予定は現段階ではございませんが、町から先行取得などを求められた場合に適宜対応してまいります。

「2 保有土地（公有地取得事業）の処分」についてでございますが、五反田等の保有地の処分を進めてまいります。

「3 保有土地の管理並びに付帯する事業」につきましては、公社保有地の草刈り等の維持管理を実施してまいります。

2ページをご覧ください。

令和6年度の資金計画についてご説明を申し上げます。

表中の本年度予算額については、4ページからの予算説明書にて説明をさせていただきます。

なお、受入資金および支払資金の合計は、それぞれ3,305万8,000円となっております。

3ページをお開きください。

令和6年度の会計予算についてでございます。

収入支出については、4ページからの予算説明書において説明させていただきますが、下段、第3条の一時借入金については、限度額を5,000万円と定めるものであります。

4ページをご覧ください。

収入の部の1款事業収益については、公有地取得事業収益の科目設定のため1,000円を計上しております。ほかに、2款事業外収益として、受取利息2,000円と雑収益1,000円を、3款借入金といまして1,000円を、4款繰越金としまして3,305万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上、収入合計は3,305万8,000円でございます。

5ページにお移りいただきたいと存じます。

支出の部の1款事業費の公有地取得費については、科目設定のため、土地取得費として1,000円、補償費として1,000円をそれぞれ計上しております。

2款販売費及び一般管理費は、公社保有土地の維持管理費、振込手数料、法人税等として、合計21万5,000円を計上しております。

3款事業外費用は、借入金の利息等といまして2,000円を、4款借入金償還金は、科目設定のため1,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、5款予備費は3,283万8,000円を計上しております。

以上、支出合計は3,305万8,000円でございます。

なお、新たに用地代行買収事業など、町からの要請によりましては、事業計画の変更、予算の補正がありますことを申し添えさせていただきたいと存じます。

以上、報告第1号 令和6年度大洗町土地開発公社事業計画の報告とさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 以上、報告のとおりであります。

◎寄附の受入れについて

○議長（飯田英樹君） 日程第11、寄附の受入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 今回も心温まるご寄附を企業版ふるさと納税1件、一般ご寄附1件、それぞれ頂戴いたしました。

まず、企業版ふるさと納税に係るご寄附であります。水戸市青柳町の有限会社水戸建築補償コンサルタントの高山 真代表から10万円、第2期海の街大洗創生推進プロジェクトの一助としてということで頂戴いたしました。

また、昨年に引き続き頂戴いたしました大洗磯前神社の宮司飯塚 重様から一金100万円を町の振興発展の一助としてということで有り難く頂戴いたしました。

それぞれ寄附者の皆様方の思いをもとに、しっかりと町政発展のために力を注いでまいりたいと思います。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（飯田英樹君） 以上、報告のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月4日午後9時30分から、施政方針並びに新年度予算に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時35分